

中国農業農村部公表 (2019年1月18日付け)

2 か所の大規模養豚企業におけるアフリカ豚コレラ流行状況の最近の調査

出典 URL: http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201901/t20190118_6170359.htm

(以下、仮訳)

各省、自治区、直轄市の獣医担当局、新疆生産建設隊動物飼育獣医局:

最近の黒龍江省及び江蘇省における大規模養豚・繁殖農場のアフリカ豚コレラの発生ののち、農業農村部は2省に迅速に監視チームを派遣し、防疫の指導と発生源の追跡を行った。関連情報は以下のとおり。

1. 黒龍江省明水県の養豚企業で発生したアフリカ豚コレラの1例

同社は2016年6月に設立され、報告時点では73,554頭の豚が生存していた。調査の結果、同社は養豚過程において以下のような状況だった。

第一に、管理者と技術担当者は管理方法について異なる意見を持っていることが多く、技術スタッフが批准する予防接種と摂餌管理に関連するプログラムは管理者に認識されていないことが多い。第二に、7億元(約110億円)近くの投資と73,000頭以上の豚の農場に対して、住み込みの獣医師は2018年11月1日に入社したばかりの1人のみである。消毒設備はうまく機能しておらず、人や車の管理は厳密ではなく、連携していない。第三に、さまざまな流行防止システムは完全ではなく、企業での予防接種業務は「針の使いまわし」や「注射銃(?)」であることが多い。病死動物の無害化処理工場では、検査をせずに工場が使用され、意図的な検疫及び監督の回避事例があった。

調査によると、流行の処理には少なくとも3つの問題がある。

第一に、流行を報告する義務が果たされていない。2018年11月22日、住み込み獣医師は分娩室で4頭の子豚が死亡し、脾臓が肥大したことを発見し、11月23日から12月5日までの間に飼育された子豚サンプルについて検査を実施した。結果は、アフリカ豚コレラウイルス遺伝子陽性であった。2018年11月下旬に、同社の保育舎でも病死した豚の数が増加し、11月25日に残った保育豚のサンプルの検査の後、結果はアフリカ豚コレラウイルス遺伝子陽性であった。2018年12月10日以降、同社の肥育施設における豚の死亡数が増加しており、12月21日に関連検査室に検査を委託し、12月25日にはアフリカ豚コレラであると疑われたが、29日まで流行は報告されなかった。徹底的な調査と実験室でのレトロスペクティブ調査の結果によると、流行は実際には2018年11月中旬またはそれ以前に発生し、ウイルスは主に厳格な消毒を経てない母豚用運搬車によって持ち込まれ、母豚舎と保育所で疾病が発生し、その後、現場での走行車の運行と関係する職員により、ウイルス汚染され、流行が急速に広がり、その後12月下旬に発生が集中した。調査の結果、2018年9月以来、同社は豚繁殖・呼吸障害症候群と原因不明の水疱症を疑ってきた。上記のプロセスでは、会社は地域の獣医部門に報告しなかった。

第二に、意図的に検疫の回避をしたことである。2018年10月20日から12月24日まで578頭の母豚を販売しており、販売金は812,246円で、明水県の動物検疫システムによると、売却さ

れた母豚は検疫されていなかった。

第三に、地方の動物衛生監督機関による監督と検査の拒否である。明水県動物衛生監督研究所の監督と検査の記録を調べたところ、会社が2018年9月に監督と検査を受け入れなかったことがわかった。関連する調査および処理作業が進行中。

2. 江蘇省泗陽県の養豚企業におけるアフリカ豚コレラの発生

会社は2011年12月に設立され、報告時点で、68,969頭の豚が生存していた。

調査の結果、同社は養豚過程において以下のような状況であった。まず、車両管理は厳密ではなかった。同社の繁殖農場と肥育農場では、子豚が行ったり来たり輸送され、飼料買い出し用の車が共有され、区域の責任者が2区域の飼育員とそれぞれ食事をともにするなどしていた。第二に、流行防止システムは完全ではなく、企業の予防接種業務はしばしば「針の使いまわし」をしていた。第三に、農場データの改ざんである。

調査によると、流行の処理には少なくとも3つの問題がある。

第一に、流行を報告する義務が果たされていない。同社では2018年12月に異常死が認められ、サンプルは第三者の検査機関に送られて検査され、検査結果がアフリカの豚コレラウイルス遺伝子陽性であると報告されたが、地方の畜産・獣医部門に報告されなかった。

第二に、動物の伝染病予防活動に関する情報提供が適切でない。同社は、繁殖データを個人的に改ざんし、繁殖ファイルや予防接種記録などの情報を提供しなかった。

第三に、意図的に検疫を回避したことである。2018年9月に、同社は検疫なしで母豚（約数百頭）を豚ブローカーに売却した。関連する調査および処理作業が進行中。

3. 法を学び、厳格に動物の伝染病予防義務を果たす

中華人民共和国の動物伝染病予防法第26条、第42条、第83条は、動物伝染病報告、申告および検疫に関する報告を行い、動物伝染病予防活動に関する適切な情報を真実に提供し、動物衛生監督機関と協力することを明確に規定している。

（調査による）状況から判断すると、大規模養殖企業の管理は規範にしたがっておらず、バイオセーフティ対策の不適切な実施、流行の報告義務を果たさず、意図的に検疫を回避するなどの違法行為が発生の重要な原因と疑われる。現在、中国はアフリカ豚コレラの予防と管理の危機的時期にあり、地方の畜産部門と獣医部門は警告教育の強度を高め、管轄区域内のすべての規模の養豚場と繁殖場に状況報告させる必要がある。

検疫、隔離、淘汰、その他の流行を防止するための対策の実施に間に合わなかった農場については、法令違反の捜査および処罰を増やし続け、強制的な淘汰への補助金は与えない。すべての農場、特に大規模養豚場および繁殖場は、教訓に従い、バイオセーフティ管理を強化し、法律に従って動物の流行防止義務を果たし、地方の畜産部門および獣医部門と積極的に協力してさまざまな防止および管理作業を行うべき。